

第4章 西東京市教育計画の推進に向けて

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表が義務付けられています。

西東京市教育委員会は、これに基づき、毎年度「点検及び評価報告書」を作成し、公表しています。なお、「点検及び評価報告書」を作成する際には、客観性を確保するため、複数の学識経験者より意見をいただいています。

今後もこの点検及び評価を行うことにより、西東京市教育計画の進行管理と評価を行っていきます。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
